





○ 社会福祉・医療事業団法施行令（昭和五十九年政令第三百四十二号）

（傍線の部分は改正部分）

（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（貸付けを受けることができる者）                  第二条 法第二十一条第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。                  一 (略)                  二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第四十二条第一項第七号</u>                  三 (略)                  四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第<u>四</u>                  五 項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う医療法人又は民法                  第三十七 (略)</p>	<p>（貸付けを受けることができる者）                  第二条 法第二十一条第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。                  一 (略)                  二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第四十二条第一項第八号</u>                  三 (略)                  四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三に規定す                  五 る精神障害者地域生活援助事業を行う医療法人又は民法第三十四                  条の規                  定によ                  り設立                  した法                  人 (略)</p>

○ 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）

（傍線の部分は改正部分）

（第九条関係）

改 正 案	現 行
<p>（法第<b>二</b>条<b>第</b>一<b>項</b>に規定する政令で定める施設）  <b>第</b>二<b>条</b> <b>第</b>二<b>条</b> <b>第</b>一<b>項</b>に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。                      一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五法律第百三十三号）<b>第</b>六<b>条</b> <b>第</b>一<b>項</b>に規定する精神障害者福祉センター並びに同法<b>第</b>五<b>十</b>条 <b>第</b>一<b>項</b>に規定する精神障害者福祉センターのうち、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者地域生活支援センター                      四                      五                      六</p>	<p>（法第<b>二</b>条<b>第</b>一<b>項</b>に規定する政令で定める施設）  <b>第</b>二<b>条</b> <b>第</b>二<b>条</b> <b>第</b>一<b>項</b>に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。                      一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五法律第百三十三号）<b>第</b>六<b>条</b> <b>第</b>一<b>項</b>に規定する精神障害者福祉センター並びに同法<b>第</b>五<b>十</b>条 <b>第</b>一<b>項</b>に規定する精神障害者福祉センターのうち、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者地域生活支援センター                      四                      五                      六</p>

2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等新旧対照表

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（抄）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>〔精神障害者保健福祉手帳〕 第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。</p> <p>一 次に掲げる精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し</p> <p>二 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金</p> <p>ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）による障害厚生年金及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金</p> <p>ハ 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金</p> <p>ニ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による障害年金</p> <p>ホ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金</p> <p>ヘ 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による障害共済年金及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法による障害年金</p> <p><u>第二十七条 削除</u></p>	<p>〔精神障害者保健福祉手帳〕 第二十三条 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。</p> <p>一 次に掲げる精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し</p> <p>二 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金</p> <p>ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）による障害厚生年金及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金</p> <p>ハ 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金</p> <p>ニ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による障害年金</p> <p>ホ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金</p> <p>ヘ 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による障害共済年金及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法による障害年金</p> <p><u>第二十七条 削除</u></p>

〔精神障害を支給事由とする年金〕  
第二十七条 法第四十五条第四項ただし書に規定する精神障害を支給事由とする年金たる給付で厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）による障害厚生

- 年金及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金
- 三 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害年金
- 四 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による障害年金
- 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金
- 六 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による障害共済年金及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法による障害年金

〔精神障害の認定の申請〕  
 第二十八條 法第四十五條第五項の規定による政令で定める精神障害のい  
 ずれかに該当する書類を添えて行うものとす。  
 2 (略)

〔準用規定〕  
 第三十四條 第七條の規定は、法第五十條の二の四該職員において読み  
 替えて準用する法第二十七條の場合において、第七條中「それぞれ別記  
 様式第一号及び第二号」とあるのは、「別記様式第二号」と読み替え  
 るものとする。

〔精神障害の認定の申請〕  
 第二十八條 法第四十五條第四項の規定による政令で定める精神障害のい  
 ずれかに該当する書類を添えて行うものとす。  
 2 (略)

〔準用規定〕  
 第三十四條 第七條の規定は、法第五十條の二の四第二項及び第五十條  
 の三の三該職員において読み替えて準用する法第二十七條の場合におい  
 て、第七條中「それぞれ別記様式第一号及び第二号」とあるのは、  
 別記様式第二号」と読み替えるものとする。

- 〔精神障害者居宅生活支援事業の実施の届出事項〕  
 第三十四條の二 法第五十條の三第一項の厚生労働省令で定める事項は  
 次のとおりとする。  
 一 事業の種類及び内容  
 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる  
 事務所の所在地）  
 三 条約、定款その他の基本約款  
 四 職員の数及び職務の内容  
 五 主たる職員の氏名及び経歴  
 六 精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行お  
 うとする者にあつては、当該事業の用に供する施設又は住居の名称  
 種類（精神障害者地域生活援助事業に係るものを除く。）  
 七 地及び入所定員又は入居定員  
 八 事業開始の予定年月日  
 九 法第五十條の三第一項の規定による届出は、収支予算書及び事業計  
 画書を提出することにより行うものとする。

〔精神障害者居宅生活支援事業の廃止等の届出事項〕  
第三十四条の三 法第五十条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 廃止に利用している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

〔法第五十条の三の二第二項の厚生労働省令で定める便宜〕  
第三十四条の四 法第五十条の三の二第三項の厚生労働省令で定める便宜は、食事、身体の清潔の保持等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等とする。

〔法第五十条の三の二第三項の厚生労働省令で定める施設〕  
第三十四条の五 法第五十条の三の二第三項の厚生労働省令で定める施設は、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設（入所による利用者の女を対象とする施設に限る。）その他同項の規定に基づく短期間の入所による介護等を適切に行うことができる施設とする。

別記様式第二号〔第八条〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい  
(申請等に基づき行われは、都道府県又は届出た者について調査の上必要がある  
第二十七条の申請を認めらるは、都道府県又は届出た者について調査の上必要がある  
第二十七の申請を認めらるは、都道府県又は届出た者について調査の上必要がある  
2 傷者又は他人に書及ぼすおそれがあることと前条から前条までの規定に  
報診、都道府県知事は、入院させなければ、精神障害者のために自身を  
3 都道府県知事は、第二十三条において、その指定する指定医をして  
4 都道府県知事は、第二十三条において、その指定する指定医をして  
5 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入り入る場合に  
6 係、指定医及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関  
解釈してはならない。犯罪捜査のために認められたものと  
(報告徴収等)  
第三十八條の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要がある  
第三と認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入

別記様式第二号〔第八条〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい  
(申請等に基づき行われは、都道府県又は届出た者について調査の上必要がある  
第二十七条の申請を認めらるは、都道府県又は届出た者について調査の上必要がある  
第二十七の申請を認めらるは、都道府県又は届出た者について調査の上必要がある  
2 傷者又は他人に書及ぼすおそれがあることと前条から前条までの規定に  
報診、都道府県知事は、入院させなければ、精神障害者のために自身を  
3 都道府県知事は、第二十三条において、その指定する指定医をして  
4 都道府県知事は、第二十三条において、その指定する指定医をして  
5 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入り入る場合に  
6 係、指定医及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関  
解釈してはならない。犯罪捜査のために認められたものと  
(報告徴収等)  
第三十八條の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要がある  
第三と認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入





2 (略)  
(注意)

- 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは、直ちに厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）に届け出ることを。厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）に返還すること。
- 二 精神保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）に返還すること。

別記様式第三号〔第二十五条〕

備考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わつたときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から市町村役場で行うことができます。

2 (略)  
(注意)

- 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは、直ちに厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）に届け出ることを。厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）に返還すること。
- 二 精神保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）に返還すること。

別記様式第三号〔第二十五条〕

備考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わつたときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から保健所で行うことができます。





### 3 精神障害者居宅生活支援事業運営要綱（案）

#### 精神障害者居宅介護等事業運営要綱（案）

##### 1 目的

精神障害者居宅介護等事業（以下「事業」という。）は、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事及び身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

##### 2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下に便宜を提供するものとする。

市町村は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人等に補助することにより事業を実施することができるものとする。

また、市町村は、利用者、便宜の内容及び費用負担区分の決定を除き、この事業の一部を地方公共団体、昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号大臣官房老人保健福祉部長、社会局長連名通知による「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす民間事業者等及び別に定める介護福祉士に委託することができるものとする。

##### 3 運営主体

事業の運営主体は、適切な事業実施が可能であるものとして、あらかじめ市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が指定した者とする。

##### 4 利用対象者

事業の利用対象者は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするものとする。

ただし、手帳の申請と事業の利用申込みとを同時に行っても差し支えないものとする。

##### 5 便宜の内容

事業は、運営主体により利用者の家庭等に派遣されたホームヘルパーが、次に掲げる便宜のうち、必要と認められるものを供与することにより行うものとする。

###### (1) 家事に関すること。

###### ア 調理

- イ 生活必需品の買い物
  - ウ 衣類の洗濯、補修
  - エ 住居等の掃除、整理整頓
  - オ その他必要な家事
- (2) 身体介護に関すること。
- ア 身体清潔の保持等の援助
  - イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助
  - ウ その他必要な身体介護
- (3) 相談及び助言に関すること。
- 生活、身上、介護に関する相談、助言

## 6 利用者の決定等

- (1) ホームヘルパーの派遣は、原則として当該精神障害者又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「利用者等」という。）からの申込みにより行うものとする。
- なお、市町村長が必要と認める場合にあっては、申込みは事後でも差し支えないものとする。
- (2) 市町村長は、申込みがあった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できる限り速やかに便宜の供与の要否を決定するものとする。
- なお、便宜の供与の要否決定に当たっては、手帳又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の所持、主治医の有無並びに利用者の同意を得て主治医の意見を求めることなどにより、病状の安定及び定期的な通院について確認することとする。
- (3) 市町村長は、当該精神障害者の身体状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、利用者に対するホームヘルパー派遣回数、時間数（訪問から辞去までの実質サービス時間数とする。）及び供与される便宜の内容並びに費用負担区分を決定するものとする。
- (4) 市町村長は、利用者等の利便を図るため、運営主体を経由してホームヘルパーの派遣の申込みを受理することができる。
- (5) 市町村長は、便宜を供与する決定をした時は、利用者等に対し「精神障害者居宅介護等利用者証」（様式〇）を交付するものとし、利用者等はこれを運営主体に提示して利用に関する手続きを行う。
- (6) 運営主体は、便宜の供与の開始に際し、あらかじめ、利用者等に対し、当該利用者の便宜の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得て、便宜の供与の契約を締結するものとする（委託で事業を行う場合は、市町村長名で行う。）。

なお、説明又は契約の締結の方法については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第2項の規定に基づき、一定の場合には、電磁的方法によることも可能である。

また、便宜の供与に当たっては、利用者等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間等における対応並びに派遣体制について配慮するものとする。

- (7) 市町村長は、利用者について、定期的に便宜の供与の継続の要否について見直しを行うこととする。

## 7 費用負担の決定

- (1) 市町村長は、原則としてあらかじめ便宜の供与に必要な時間数を決定するものとする。
- (2) 市町村長は、別表の基準により便宜の供与を行った時間数に応じて、利用料を月額で決定するものとする。
- (3) 利用者等は、市町村長が決定した費用を負担するものとする。

## 8 ホームヘルパーの選考

ホームヘルパーは、次の要件を備えている者のうちから選考するものとする。

- (1) 心身とも健全であること。
- (2) 別に定める講習又はこれと同程度以上の講習であると市町村長が認めたものを修了していること。
- (3) 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- (4) 精神障害者の介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有すること。

## 9 ホームヘルパーの研修

### (1) 採用時研修

運営主体は、ホームヘルパーの採用等に当たっては、採用時研修を実施するものとする。

### (2) 定期研修

運営主体は、ホームヘルパーに対して、年1回以上研修をするものとする。

## 10 他事業との一体的効率運営

市町村は、この事業と身体障害者ホームヘルプサービス事業、障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業、母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業との一体的効率的運営を図るとともに、他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行い、また他の精神障害者福祉に関する諸事業等との連携を図り実施するものとする。

## 11 関係機関との連携

市町村は、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、精神障害者地域生活支援センター等の関係機関との連携を密にし、この事業を円滑に実施するものとする。

## 12 事業実施上の留意事項

- (1) ホームヘルパーは、その勤務中常に身分を証明する証票を携行するものとする。
- (2) ホームヘルパーは、その業務を行うに当たっては、利用者の人格を尊重してこれを行うとともに、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない

こととする。

- (3) ホームヘルパーは、対象世帯を訪問するごとに原則として利用者の確認を受けるものとする。
- (4) ホームヘルパーは、便宜供与開始時その他必要な場合には、保健婦等が行う訪問指導と連携するものとする。
- (5) ホームヘルパーは、現に介護等を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに市町村及び主治医等の医療機関に報告するものとする。この場合において、報告を受けた市町村は、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) ホームヘルパーは、対象世帯を訪問するごとに訪問記録を作成することとし、運営主体はこれを定期的に市町村に提出するものとする。
- (7) 市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- (8) 市町村は、業務の適正な実施を図るため、委託先及び補助先が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。
- (9) 市町村は、この事業を行うため、ケース記録、便宜供与決定調書、利用者等負担金収納簿その他必要な帳簿を整備し、5年間保存するものとする。
- (10) 運営主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、ケース記録等の帳簿を整備し、5年間保存するものとする。

### 13 費用の補助

- (1) 市町村長は、事業に要する費用を補助するものとする。
- (2) 国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

(別表)

ホームヘルプサービス事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者等負担額 (1時間あたり)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円